令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務企画提案競技 募集要項

1 目的及び概要

本県は、高等学校中途退学者等の進学・就労に資するよう、高等学校中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、地域の学習施設等を活用した学習相談及び学習支援を実施するため、「学びのステップアップアドバイザー」を開設する。

「学びのステップアップアドバイザー」は、主に高等学校中途退学者等を対象とした学習支援や進路相談を行うとともに、大学や企業、学校、ハローワークおおいた、おおいた地域若者サポートステーション、ジョブカフェ大分等と幅広く連携・協働し、対象者の捕捉と誘導を行う。

これらの事業において実施効果の高い安定した運営を図るため、提案競技(企画コンペ方式)による契約を行う。

2 契約に付する事項

- (1)業務名 令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務
- (2)業務内容 別紙「令和5年度『学びのステップアップアドバイザー』運営委託業務仕様書」 (以下「仕様書」とする)のとおり
- (3) 履行場所 大分市上野丘1-11-14 大分県立爽風館高等学校2F内
- (4) 履行期間 令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)
- (5) 限度額 2,592,850円(消費税を含む)
- (6) 対象となる経費
 - ①諸謝金(学習支援員に対する謝金)
 - ②旅費(関係者の移動に関する旅費)
 - ③消耗品費(業務実施に係る各種事務用紙、事務用品、書籍類、その他消耗品費の購入経費)
 - ④印刷製本費
 - ⑤通信運搬費(郵便、電話、インターネットによる通信費、梱包発送や宅配便による運搬費)
 - ⑥借料及び損料(会場費や機器のリース料)
 - ⑦雑役務費
 - ⑧消費税相当額
 - ⑨一般管理費 上記①~⑧の合計の10%を超えない額
- (7)注意事項 本事業の実施は、大分県議会令和5年度第1回定例会における令和5年度一般 会計当初予算の成立を条件とします。
- 3 担当課及び担当者

〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁社会教育課社会教育班 おおいた学びのステップアップ支援事業担当 電話097-506-5527 FAX 097-506-1798

4 スケジュール

- (1)提案競技参加募集開始 令和5年2月16日(木)
- (2)提案競技審査会説明会 令和5年2月21日(火)
- (3) 提案競技参加申出書類提出期限 令和5年2月24日(金)
- (4)提案競技辞退届提出期限 令和5年3月 6日(月)
- (5) 提案書提出期限 令和5年3月10日(金)

- (6) 提案競技審查会
 - 令和5年3月23日(木)
- (7)審査結果の発表及び通知 令和5年3月24日(金)
- (8) 契約締結
 - 令和5年4月 1日(土)

5 参加資格

参加資格を有する者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。なお、資格要件確認のため、 大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 法人格を有する者であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 消費税又は地方消費税並びに都道府県税の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする者、特定の公職者(候補者を含む)や政党などを推薦、支持又は反対する目的の者でないこと。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等 を締結している者
 - カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (6) 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法第29条に基づく事業報告書等 を所轄庁に提出していること。

6 提案競技参加申出及び参加資格の確認

提案競技に参加を希望する者は、上記5の要件が必要な他に、次により申請書等を提出し提 案競技参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

提案競技参加資格の確認結果は、提案競技参加資格確認通知書(第2号様式)で通知する。

- (1) 提出書類(各1部)
 - ①令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務企画提案競技参加申出兼 参加資格確認申請書(第1号様式)
 - ②登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) の写し
 - ③参加者の概要がわかるもの(会社案内等)
 - ④納税証明書(県税及び地方消費税)
 - ⑤収支計算書及び貸借対照表
- (2) 提出場所
 - 上記3の担当課

(3) 提出方法

持参又は簡易書留郵便で提出すること。

なお、簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「令和5年度『学びのステップアップアドバイザー』運営委託業務企画提案競技参加申出兼参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出期限

令和5年2月24日(金)17時00分

- ①直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。
- ②郵送の場合は、令和5年2月24日(金)までに必着とする。

7 提案協議説明会

提案協議参加者に対して、下記のとおり説明会を開催する。

- (1) 日時 令和5年2月21日(火) 15時30分~16時30分
- (2) 場所 大分県庁舎新館131会議室

8 企画提案書類について

仕様書に掲げる事業の目的や基本方針等を具現化できるよう、委託業務について、創意工夫 した企画や新たな取組、これまでの実績等を別紙の様式「令和5年度『学びのステップアップ アドバイザー』企画提案書」(行、頁の追加可)で提案する。

(1) 提出部数

企画提案書の提出部数は、10部(正本1部、副本9部)とする。

(2) 提出場所

上記3の担当課

(3) 提出方法

持参又は簡易書留郵便で提出すること。

なお、簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「令和5年度『学びのステップアップアド バイザー』運営委託業務に係る企画提案書在中」と朱書きすること。

(4) 提出期限

令和5年3月10日(金)17時00分

- ①直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。
- ②郵送の場合は、令和5年3月10日(金)までに必着とする。

9 提案競技審査会

(1) 日程 令和5年3月23日(木)

※詳細日程については、対象者に別途通知する。

- (2)場所 大分県庁舎新館133会議室(控え室:大分県庁舎新館134会議室)
- (3) 実施方法
 - ①提案競技参加者に対して3名以内での出席を求めて実施する。なお、受託時の現場責任者 (予定者)が提案書の説明をする。
 - ②内容は、提案書の説明、提案書の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。
 - ③時間は一提案者あたり25分(説明15分、質疑応答10分)程度を予定する。(ただし 提案競技参加者数に応じ変更することもある。)
 - ④説明に際して、プロジェクタ等を用いて提案書の表現を補足することができる。なお、 プロジェクタ等の機器を使用する場合は、提案者が当日持参する。

10 審査の方法

- (1)審査は、県が設置する「令和5年度『学びのステップアップアドバイザー』運営委託業務 に係る企画提案競技審査会」(以下「審査会」とする。)が行う。
- (2)審査は、審査会において、提案書及びプレゼンテーションの内容について、総合的な審査を行い、順位を決定する。

- (3) 大分県が参加を認めなかった者又は大分県が提案競技参加資格を確認した後、提案競技参加資格を失うこととなった者は、提案競技参加を認めない。
- (4) 提出した提案書については、追加、書換え、引換え又は撤回を認めない。
- (5) 天災その他やむを得ない理由により、提案競技を行うことができなかったときには、これ を延期または中止する。なお、この場合における損害は提案競技者の負担とする。
- 11 順位者決定基準及び委託先の決定・審査結果の通知
- (1)順位者選考の審査項目及び配点

審査項目及び配点は、以下のとおりである。

①事業を円滑に遂行するための組織及び安全管理体制(5点)

下記の内容について、これまでの実績や新たな企画等を具体的に記載すること。

【組織及び安全管理体制】

- ·組織体制 (仕様書 5-(1)、(2)、(3))
- 安全管理体制 (仕様書 5-(4))
- ②学習や進路に関する相談・助言等の実施(30点)

下記の内容について、これまでの実績や新たな企画等を具体的に記載すること。

- 【「学びのステップアドバイザー」による学習相談・支援体制】
 - ・学習方法に関する助言 (仕様書6-(2)-①)
 - ・高等学校卒業程度認定試験制度の紹介 (仕様書6-(2)-②)
 - 教育機関や進学・復学のための支援 (仕様書6-(2)-③)
 - ・保護者に対する相談対応 (仕様書6-(2)-④)
 - ・公民館等を活用した大分市以外の利用者に対する学習支援(仕様書6-(2)-⑤)
 - ・その他、学びに関する相談・助言 (仕様書 6-(2)-⑥)
- ③進学及び就労への誘導の実施(10点)

下記の内容について、これまでの実績や新たな企画等を具体的に記載すること。

【進学及び就労への誘導・支援体制】

- ・高等学校卒業程度認定試験合格者等に対する進学及び就労への誘導・支援の実施 (仕様書6-(3))
- ④広報及び情報発信の工夫(5点)

下記の内容について、これまでの実績や新たな企画等を具体的に記載すること。

【広報及び情報発信】

- ・チラシの配布、各種協議会への出席、ホームページ、SNS 等を活用した利用者の捕捉 及び利用者の増加に向けた取組(仕様書 6-(5))
- ・本事業の周知に関する情報発信(仕様書6-(5))
- (2) 審査結果の通知及び業務委託先の決定
 - ①審査結果は審査会に出席したすべての提案者に書面で通知する。
 - ②評価点合計が6割以上の者から業務委託候補者を決定する。
 - ③評価点合計が6割以上の者が2者以上の場合は、第1順位者を業務委託候補者とする。 ただし、第1順位者との契約交渉が不調となった場合は次順位者と契約交渉を行う。
 - ④選考結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。
 - ⑤第1順位者に選考された参加者に対して、改めて見積書の提出依頼を行い、契約を行う。
 - ⑥委託候補者が審査委員と通じて不正な行為を為し審査結果を自らに有利にたらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。また、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

12 その他

(1) 提案競技の辞退

大分県が発行する提案競技参加資格確認通知書を受理した後、提案競技を辞退する場合は、 令和5年3月6日(月)17時までに提案競技辞退届(第3号様式)を提出すること。なお、 郵送の場合は簡易書留郵便とし、封筒に「令和5年度『学びのステップアップアドバイザー』 運営委託業務に係る企画提案競技辞退届在中」と朱書きする。

(2) 質問等

- ①質問は、「令和5年度『学びのステップアップアドバイザー』運営委託業務提案競技質問書」(第4号様式)により持参又はFAXで行うこと。FAXで行う場合は、FAXを送付する旨を上記3の担当者へ電話で連絡すること。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。
- ②質問の受付先は上記3に示す場所とする。
- ③質問の受付期間は令和5年2月21日(月)から令和5年2月27日(月)までの9時から17時までとする。
- ④質問に対する回答は、提案競技説明会参加者及び提案競技参加者全員に対して、令和5年3月3日(金)までにFAXで送付することとする。

(3) 提案書類の取扱い等

- ①今回の提案競技に要する経費は提案競技者の負担とする。
- ②提出された提案書は提案競技者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲にかぎり複製を作成できることとする。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④提案競技説明会参加者及び提案競技参加者から提供された従業員等の個人情報は、提案 競技実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途 には用いない。
- ⑤上記④に示す個人情報の取扱は、大分県個人情報保護条例に従うこととする。
- ⑥提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案競技者に属することとする。 なお、提案書等の記述が、特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権 利の種類の対象となるものを使用した結果生じた責任は、提案競技者が負うこととする。
- ⑦業務の内容に変更が生じた場合は、協議のうえ定める。
- ⑧提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

第1号様式

令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務企画提案競技 参加申出兼参加資格確認申請書

令和5年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

印

今般貴県が実施する令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務に係る提 案競技への参加申出を行うとともに、下記指定の書類を添えて参加資格確認を申請します。

なお、令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務企画提案競技募集要項 5の各号の要件を全て満たす者及び付属書類の記載事項はすべて事実と相違ないことを誓約しま す。

記

担当者

部署名

職・氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

付属書類

- ①令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務企画提案競技参加申出兼参加資格確認申請書(第1号様式)
- ②登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) の写し
- ③参加者の概要がわかるもの(会社案内等)
- ④納税証明書(県税及び地方消費税)
- ⑤収支計算書及び貸借対照表

提案競技参加資格確認通知書

 教委社第
 号

 令和5年
 月

 日

(事業者名) 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和5年 月 日付けで提出のあった令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務企画提案競技参加申出兼参加資格確認申請書を確認した結果、貴社は提案競技参加資格を有していると(認定されました・認定されませんでした)ので通知します。

提案競技辞退届

業務の名称 令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務

このたび、上記業務の提案競技への参加を表明しましたが、都合により提案競技を辞退します。

令和5年 月 日

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印

契約担当者 大分県知事 広瀬勝貞 殿

第4号様式

令和5年度「学びのステップアップアドバイザー」運営委託業務企画提案競技質問書

送付先 大分県教育庁社会教育課 社会教育班 宛 FAX. 097-506-1798

		1					1
質	問 日	令和5年	月	日		※整理番号	
	及び名称						
担当	者氏名						
電話番号							
e-mai	X番号 il						
	(資料種	類	: ページ)		
質							
問							
*							
回							
答							

備考 1 質問は、1問1枚とすること

2 「※整理番号」及び「※回答」欄は、記入しないこと

項目	提 案 内 容
①事業を円滑に遂行するための組織及び安全管理体制(5点)	
【組織及び安全管理体制】 ・組織体制 (仕様書5-(1)、(2)、(3)) ・安全管理体制(仕様書5-(4))	
※担案のポインル	
※提案のポイント・運営スタッフの人選、配置・安全管理体制・その他、提案したいこと	

<u></u>		
項 目	提案内容	
②学習や進路に関する相談・助言等の実施		
(30点)		
【「学びのステップアドバイザー」による学		
習相談・支援体制】		
- 学習方法に関する助言(仕様書6-(2)-①)		
・高等学校卒業程度認定試験の紹介		
(仕様書6-(2)-②)		
・教育機関や進学・復学のための相談・支援		
(仕様書6-(2)-③)		
・保護者の理解促進及び保護者に対する相談		
(仕様書6-(2)-④)		
・公民館等を活用した大分市以外の利用者に		
対する学習支援(仕様書6-(2)-⑤)		
・その他、学びに関する相談・助言		
(仕様書6-(2)-⑥)		
 ※提案のポイント		
・利用者に対する学習相談・支援体制の充実		
・保護者を含めた相談・支援体制の整備		
・大分市以外の利用者の捕捉と学習相談・支		
援体制の整備		
・その他、提案したいこと		

項目	
③進学及び就労への誘導の実施(10点) 【進学及び就労への誘導・支援体制】 ・高等学校卒業程度認定試験合格者等に対 する進学及び就労への誘導・支援 (仕様書6-(3))	
※提案のポイント ・高卒認定試験合格者等に対する進学及び 就労への誘導・支援体制の工夫 ・関係機関との連携体制の構築 ・その他提案したいこと	

項 月		
【広線及び情報発信】 ・チラシの配布、各種協議会への出席、ホームページ、SNS 等を活用した利用者の捕捉及び利用者の増加に向けた取組 (仕様書6-(5)) ・本事業の周知に関する情報発信 (仕様書6-(5)) ※提案のポイント ・利用者で捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫	項 目	提案内容
【広線及び情報発信】 ・チラシの配布、各種協議会への出席、ホームページ、SNS 等を活用した利用者の捕捉及び利用者の増加に向けた取組 (仕様書6-(5)) ・本事業の周知に関する情報発信 (仕様書6-(5)) ※提案のポイント ・利用者で捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫	③広報及び情報発信の工夫 (5点)	
・チラシの配布、各種協議会への出席、ホームページ、SNS 等を活用した利用者の捕捉及び利用者の増加に向けた取組 (仕僚書6-(5))・本事業の周知に関する情報を6-(5)) * 提案のポイント ・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の捕捉・利用者増加 ・利用者増加 ・利用者増加 ・利用者増加 ・利用者増加 ・利用者増加 ・利用者増加 ・利用者の捕捉・利用者増加 ・利用者増加 ・利用者 ・利用者 ・利用者 ・利用者 ・利用者 ・利用者 ・利用者 ・利用者		
- ムページ、SNS 等を活用した利用者の補 提及び利用者の増加に向けた取組 (仕様書 6-(5)) ・本事業の周知に関する情報発信 (仕様書 6-(5))		
提及び利用者の増加に向けた工夫 ・利用者の掲加・同けた工夫 ・利用者の掲加・同けた工夫 ・利用者の開加・同けた工夫 ・利用者の開加・同けた工夫 ・利用者の開加・同けた工夫 ・利用者の開加・同けた工夫		
(仕様書6-(5)) ・本事業の周知に関する情報発信 (仕様書6-(5)) ※提案のポイント ・利用者の構捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の構捉・利用者増に向けた工夫 ・利用者の構収・利用者増に向けた工夫 ・利利用をの情収を発信		
・本事業の周知に関する情報発信 (仕様書6-(5)) ※提案のポイント ・利用者で補捉・利用者増に向けた工夫 ・取組の周知に関する情報発信		
 (仕様書 6-(5)) ※提案のポイント 利用者の補捉・利用者増に向けた工夫 取組の周知に関する情報発信 		
※提案のポイント ・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・取組の周知に関する情報発信		
・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・取組の周知に関する情報発信	(仕様書 6 - (5))	
・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・取組の周知に関する情報発信		
・利用者の捕捉・利用者増に向けた工夫 ・取組の周知に関する情報発信	火担党のようと	
・取組の周知に関する情報発信		
・取組の周知に関する情報発信 ・その他提案したいこと		
・その他提案したいこと	・取組の周知に関する情報発信	
	・その他提案したいこと	